

＝産業保健専門職の職務上のリスクを考え支援する会の皆さまへ＝

産業保健専門業務に関する 賠償責任保険のご案内

(施設所有(管理)者賠償責任保険・専門事業者賠償責任保険)

保険期間 2018年10月10日午後4時～2019年10月10日午後4時(1年間)

この保険は、こんなときにお役に立ちます。

1. 産業保健専門業務に関する賠償責任保険とは

この保険は、産業保健専門職の皆さまが、安心して日常の業務に専念できるよう、不慮の事故による損害賠償責任を対象とする保険です。

2. 概要について

(1) 施設所有(管理)者賠償責任保険

被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が日本国内で行った医療行為以外の産業保健活動に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失・破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。

(2) 専門事業者賠償責任保険

被保険者(保険契約により補償を受けられる方)が日本国内で遂行する産業保健専門業務(*)に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して、保険金をお支払いします。

産業保健専門業務(*)とは

- ①健康診断(労働安全衛生法第66条の1および4に定める健康診断に類する業務)および面接指導等(労働安全衛生法第66条の8第1項に規定する面接指導および同法第66条の9に規定する必要な措置をいいます。以下同様とします。)の実施並びにこれらの結果に基づく労働者の健康を保持するための措置に関すること。
- ②作業環境の維持管理に関すること。
- ③作業の管理に関すること。
- ④③に定めるもののほか、労働者の健康管理に関すること。
- ⑤健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るための措置に関すること。
- ⑥衛生教育に関すること。
- ⑦労働者の健康障害の原因の調査および再発防止のための措置に関すること。 等

※この保険は、医師賠償責任保険の補償の対象にはならない、業務遂行上の事故を補償します。医師賠償責任保険をご契約でない皆さまにおかれましては、別途ご相談ください。

3. 事故事例について

(1) 施設所有（管理）者賠償責任保険

以下の事由により、産業医が損害賠償責任を問われた場合。

○ストレスチェックの受検後に“高ストレス”であると評価、判定された労働者に、実施者となった産業医が、“医師の面接指導が必要”と通知し、それを勧めたが、面接指導の勧誘を怠ったため、それを受けないまま、自殺未遂で身体の障害を負ったり、既遂してしまった。

○ストレスチェックで“高ストレス”との評価、判定を受けた労働者が、産業医による医師の面接指導後に問題が無いと評価され、その意見を職場サイドに産業医が提出（意見具申）した後に、労働者が自殺未遂で身体の障害を負ったり、既遂してしまった場合。

○健康診断において、自覚症状として腰痛を訴えていた労働者が、産業医による健診結果の判定や保健指導の内容の誤りにより重筋作業を継続した結果、腰椎症等が悪化し、後遺症が残った場合。あるいは、健康診断において、めまいを訴えていた労働者が、産業医による健診結果の判定や保健指導の内容の誤りにより高所での作業中に転落死、骨折等の重傷を負ったような場合。

○健康診断において、極度の高血圧があったにも関わらず、産業医が労働者に告知や治療指示を怠った結果、高血圧性の脳出血を発症し、片麻痺や言語障害が残った場合、ないし死亡した場合。

（産業医の過失としては労働者に告知や治療を怠ったことであり、医療行為としての「高血圧という判断」は誤っていなかったという事例）

(2) 専門事業者賠償責任保険

以下のとおり、産業医が損害賠償責任を問われた場合。

○産業医が判断を誤って休業勧奨をした従業員が、実際には“精神的疲労”であり身体障害とは診断されなかった。ここで、企業から喪失利益や費用損害補償を求められた場合。

○脳内出血により休業中の従業員について、産業医が職務継続困難と判断、企業が当該従業員について解雇を行った。従業員は実際には職務継続可能な状態であり、企業の解雇が不当とし、解雇の原因となった産業医の判断ミスを訴えた。従業員から解雇により得られなかった給与、また企業から喪失利益や退職に伴う費用損害を求められた場合。

上記は、産業医に対して想定される損害賠償事例を列挙したものです。保険金のお支払いの対象となる場合は、事例の詳細によって異なります。

4. ご契約条件について

このご契約は、産業保健専門職の職務上のリスクを考え支援する会が保険料負担し、会員の皆さまを被保険者とする契約で、ご契約条件は次の（１）（２）のとおりです。

(1) 施設所有（管理）者賠償責任保険

保険契約者	：	産業保健専門職の職務上のリスクを考え支援する会
被保険者	：	産業保健専門職の職務上のリスクを考え支援する会の会員の皆さま
支払限度額	：	<身体>一名 1 億円、一事故 3 億円（免責金額なし） <財物>一事故 1,000 万円（免責金額なし）

(2) 専門事業者賠償責任保険

保険契約者	：	産業保健専門職の職務上のリスクを考え支援する会
被保険者	：	産業保健専門職の職務上のリスクを考え支援する会および会員の皆さま
支払限度額	：	一請求 1 億円 保険期間中 3 億円（免責金額なし）

契約概要のご説明およびご留意いただきたい事項について

1. 補償内容

■被保険者

保険の種類	被保険者（ご契約いただいた保険契約で補償を受けられる方をいいます。）
施設所有（管理）者賠償責任保険	保険契約者の会員である産業医、保健師、看護師、精神保健福祉士 労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）第52条の10に定める、事業場において労働者の健康管理等の業務に従事している者をいいます。
専門事業者賠償責任保険	次の方が被保険者となります。 ①保険申込書 ^(注) の「記名被保険者」欄に記載された方（記名被保険者） ②記名被保険者の会員である産業医、保健師、看護師、精神保健福祉士 労働安全衛生規則（昭和47年9月30日労働省令第32号）第52条の10に定める、事業場において労働者の健康管理等の業務に従事している者をいいます。

ただし、適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の被保険者が設定される場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

(注) 引受保険会社にこのご契約の申込みをするために提出する書類をいい、申込みに必要な内容を記載した付属書類がある場合は、これらの書類を含みます。

■保険金をお支払いする主な場合

施設所有（管理）者賠償責任保険	被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または被保険者もしくはその従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害（損害賠償金や争訟費用等）に対して、保険金をお支払いします。
専門事業者賠償責任保険	被保険者（保険契約により補償を受けられる方）が日本国内で行う産業保健専門業務 ^(注) に起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いします。 (注) 産業保健専門業務については p.1 を参照ください。

保険金をお支払いできる条件は適用される普通保険約款、特別約款および特約によって異なりますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。

■お支払いの対象となる損害

施設所有（管理）者賠償責任保険	<お支払いの対象となる損害>						
	損害の種類	内 容					
	①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づいて損害賠償請求権者に対して支払うべき治療費や修理費等（損害賠償請求権者に対する遅延損害金を含みます。）					
	②損害防止費用	事故が発生した場合の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益であった費用					
	③権利保全行使費用	発生した事故について、他人から損害の賠償を受けることができる場合に、その権利を保全または行使するために必要な手続に要した費用					
	④緊急措置費用	事故が発生した場合の緊急措置（他人の生命や身体を害した場合における被害者の応急手当等）に要した費用					
	⑤協力費用	引受保険会社が発生した事故の解決にあたる場合、引受保険会社へ協力するために要した費用					
	⑥争訟費用	損害賠償に関する争訟について支出した訴訟費用、弁護士報酬等の費用					
	上記①から④までの保険金については、それぞれの規定により計算した損害の額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額をお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。上記⑤および⑥の保険金については、原則として支払限度額の適用はありません。ただし、⑥については①の損害賠償金の額が支払限度額を超える場合には、次の金額を限度とします。						
	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">お支払いする争訟費用の額</td> <td style="padding: 5px;">=</td> <td style="padding: 5px;">⑥争訟費用の額</td> <td style="padding: 5px;">×</td> <td style="padding: 5px;">$\frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$</td> </tr> </table>		お支払いする争訟費用の額	=	⑥争訟費用の額	×	$\frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$
お支払いする争訟費用の額	=	⑥争訟費用の額	×	$\frac{\text{支払限度額}}{\text{①損害賠償金の額}}$			
	なお、「②損害防止費用」および「④緊急措置費用」を除き、事前に当社の同意を要しますので、必ず当社までお問い合わせください。 適用される普通保険約款、特別約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款、特別約款および特約でご確認ください。						
専門事業者賠償責任保険	<お支払いの対象となる損害>						
	損害の種類	内 容					
	①損害賠償金	法律上の損害賠償責任に基づく賠償金。ただし、税金、罰金、科料、過料、課徴金または懲罰的損害賠償金もしくは倍額賠償金（類似するものを含みます。）の加重された部分および被保険者と他人の間に損害賠償に関する特別の約定がある場合においてその約定によって加重された損害賠償金を含みません。					
	②争訟費用	被保険者に対する損害賠償請求に関する争訟によって生じた費用で、被保険者が引受保険会社の同意を得て支出したもの。					
	特約に別の規定がある場合を除き、それぞれの規定により計算した損害の額の合計額から保険証券記載の免責金額を差し引いた額を保険金としてお支払いします。ただし、保険証券記載の支払限度額を限度とします。なお、お支払いは事前に引受保険会社の同意を要しますので、必ず引受保険会社までお問い合わせください。 適用される普通保険約款および特約によりその他の保険金が支払われる場合がありますので、詳細は普通保険約款および特約でご確認ください。						

「①損害賠償金」についてのご注意

被保険者が被害者に対して支払わなければならない損害賠償金の額は、適用される法律の規定、被害者に生じた損害の額および被保険者の過失割合等によって決まります。被保険者が、法律上の損害賠償責任がないにもかかわらず被害者に対して支払われた見舞金等は、保険金のお支払いの対象とはなりません。

■保険金をお支払いしない主な場合（主な免責事由）

施設所有（管理）者賠償責任保険

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。

<普通保険約款でお支払いしない主な場合>

- 保険契約者または被保険者の故意によって生じた損害賠償責任
- 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任
- 被保険者が、所有、使用または管理する財物を、滅失、破損または汚損した場合において、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償責任
- 被保険者と生計を共にする同居の親族に対する損害賠償責任
- 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償責任
- 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変もしくは暴動または騒擾（じょう）、労働争議に起因する損害賠償責任
- 地震、噴火、洪水、津波等の天災に起因する損害賠償責任
- 液体、気体（煙、蒸気、じんあい等を含みます。）または固体の排出、流出または溢（いっ）出に起因する損害賠償責任（ただし、不測かつ突発的な事故によるものを除きます。）
- 原子核反応または原子核の崩壊に起因する損害賠償責任（ただし、医学的、科学的利用または一般産業上の利用に供されるラジオ・アイソトープ《ウラン・トリウム・プルトニウムおよびこれらの化合物ならびにこれらの含有物を含みません。》の原子核反応または原子核の崩壊による場合を除きます。）

等

<賠償責任保険追加特約（自動セット）でお支払いしない主な場合>

- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者が次のいずれかに該当する損害賠償責任を負担することによって被る損害。いずれの事由についても、実際に生じたまたは行われたと認められた場合に限らず、これらの事由があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。
 - ◇石綿等（アスベスト、石綿製品、石綿繊維、石綿粉塵（じん））の人体への摂取または吸引
 - ◇石綿等への曝露（ばくろ）による疾病
 - ◇石綿等の飛散または拡散

<特別約款でお支払いしない主な場合>

- 施設の新築、修理、改造または取壊し等の工事に起因する損害
- 航空機の所有、使用または管理に起因する損害
- パラグライダー、ハングライダー、パラセーリングまたは熱気球の所有、使用または管理に起因する損害
- 昇降機（財物のみを積載する昇降機、サービスステーション施設内にあるオートリフト、機械式の立体駐車場を除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 自動車（原動機付自転車を含みます。ただし、自動車または原動機付自転車が販売等を目的として展示されている場合であって走行していない場合は除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 施設外における船舶または車両（自転車、身体障害者用車いす、歩行補助車および原動力がもっぱら人力であるものを除きます。）の所有、使用または管理に起因する損害
- 給排水管、暖冷房装置、湿度調節装置、消火栓、業務用・家事用器具からの蒸気・水の漏出、溢（いっ）出またはスプリンクラーからの内容物の漏出、溢（いっ）出による財物の損害
- 被保険者の占有を離れた商品もしくは飲食物または被保険者の占有を離れ、施設外にあるその他の財物に起因する損害
- 仕事の完成・引渡し・放棄の後に仕事の結果に起因する損害
- 直接であると間接であるとを問わず、被保険者またはその使用人その他被保険者の業務の補助者が行う次のいずれかに該当する行為に起因する損害
 - ◇医療行為、美容整形、医学的堕胎、助産または採血。その他法令により、医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されていない行為。ただし、法令により医師または歯科医師以外の個人が行うことを許されている行為を除きます。
 - ◇はり、きゅう、あんま、マッサージ、指圧または柔道整復。法令により、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師または柔道整復師以外の個人が行うことを許されていない行為を含みます。
 - ◇理学療法士、作業療法士、臨床工学技士、診療放射線技師、弁護士、外国法事務弁護士、公認会計士、建築士、設計士、司法書士、行政書士、弁理士、税理士、社会保険労務士、土地家屋調査士、技術士、測量士、獣医師がそれらの資格に基づいて行う行為
- 被保険者が行うLPガス販売業務の遂行（LPガス販売業務のための事業所施設の所有、使用または管理を含みます。）に起因して生じた損害
- 石油物質が保険申込書記載の施設から公共水域（海、河川、湖沼、運河）へ流出したことに起因して、被保険者が次のいずれかに該当する法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
 - ◇水の汚染による他人の財物の滅失、破損または汚損に起因する賠償責任
 - ◇水の汚染によって漁獲高が減少または漁獲物の品質が低下したことに起因する賠償責任

○石油物質が保険申込書記載の施設から流出し、公共水域の水を汚染したまたはそのおそれのある場合において、その石油物質の拡散防止、捕回収、焼却処理、沈降処理、乳化分散処理等につき支出された費用その他の損害の防止軽減のために要した費用（被保険者が支出したと否とを問いません。）等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

専門事業者賠償責任保険

次のいずれかに該当する事故、損害等に対しては保険金をお支払いしません。
 <普通保険約款でお支払いしない主な場合>

- 次のいずれかに該当する事由に起因する損害
 - 戦争^(注1)、変乱、暴動^(注2)、労働争議または政治的もしくは社会的騒擾（じょう）
 - 地震、噴火、洪水または津波
 - 核物質の危険性^(注3)または放射能汚染^(注4)
 - 次のいずれかの事由
 - ①汚染物質^(注5)の排出、流出、溢（いっ）出、漏出またはこれらが発生するおそれがある状態
 - ②汚染物質^(注5)の検査、監視、清掃、除去、漏出等の防止、処理、無毒化または中和化の指示または要請
 - 被保険者が支出したと否とを問わず、被保険者が製造、製作または販売した財物^(注6)の回収、検査、修正、交換その他必要な措置のために要した全ての費用

(注1) 戦争
宣戦の有無を問いません。

(注2) 暴動
群衆または多数の者の集団の行動によって、全国または一部の地区において著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。

(注3) 核物質の危険性
核物質とは、核原料物質、特殊核物質または副生成物をいい、危険性には、放射性、毒性または爆発性を含みます。

(注4) 放射能汚染
形態を問いません。

(注5) 汚染物質
固体状、液体状、気体状もしくは熱を帯びた有害な物質、または汚染の原因となる物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます。

(注6) 被保険者が製造、製作または販売した財物
他の財物の一部となっている場合にはその財物全体を含みます。

- 次のいずれかに該当する事由または行為に起因する損害賠償請求がなされたことによる損害
 - 被保険者の犯罪行為（過失犯を除きます。）
 - 被保険者の故意または重過失による法令違反
 - 被保険者が他人に損失を与えることを認識しながら（認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）行った行為
 - 専門業務の提供に際して、法令の定めにより資格その他の要件、または免許、許可もしくは認可等を必要とする場合において、その資格を有さないまたは免許、許可もしくは認可等を受けていない間に被保険者が行った行為
 - 専門業務の提供に際して、法令の定めにより届出または登録等を必要とする場合において、届出または登録等をしていない間に被保険者が行った行為
 - 被保険者の倒産、清算、管財人による財産管理または金銭債務の不履行
- 次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害
 - 身体の障害（傷害または疾病をいい、これらに起因する後遺障害または死亡を含みます。）または精神的苦痛に対する損害賠償請求
 - 誹謗、中傷または他人のプライバシーを侵害する行為による名誉き損または人格権侵害に対する損害賠償請求
 - 財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難（それらに起因する財物の使用不能損害を含みます。）に対する損害賠償請求
 - 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、その他の工業所有権または著作権の侵害に対する損害賠償請求
 - 漁業権、営業権、鉱業権、その他の権利または無体物もしくはエネルギーの侵害に対する損害賠償請求
 - 他の被保険者からなされた損害賠償請求
 - 被保険者の下請負人または共同事業者からなされた損害賠償請求
- 次のいずれかに該当する損害賠償請求がなされたことによる損害（次のいずれかの事由または行為が実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの事由または行為があったとの申し立てに基づいて被保険者に対して損害賠償請求がなされた場合を含みます。）
 - 初年度契約の保険期間の開始日より前に行われた行為に起因する損害賠償請求
 - この保険契約の始期日において、被保険者に対する損害賠償請求がなされるおそれがある状況を被保険者が知っていた場合（知っていたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。）において、その状況の原因となる行為に起因する損害賠償請求
 - この保険契約の始期日より前に被保険者に対してなされていた損害賠償請求の中で申し立てられていた行為に起因する損害賠償請求

等

<特約でお支払いしない主な場合>

●次のいずれかに該当する損害賠償請求、損害賠償責任および費用に対しては保険金を支払いません。

- ① 被保険者の次のア、またはイ、に規定する履行不能または履行遅滞（類似のものを含みます。）に起因する損害賠償請求
ア、サービスの提供を伴う専門業務におけるサービス提供開始の遅延
イ、被保険者の責によらない事由により専門業務の遂行が不可能となった結果生じた履行不能または履行遅滞
- ② 相談者・カウンセリングの対象者（以下「対象者」といいます。）以外へのサービスの誤提供
- ③ 秘密の漏洩または自己の利益のための使用
- ④ 不完全な専門業務の再履行または追完のために要する費用
- ⑤ 被保険者が被保険者以外の第三者を紹介または推薦した場合において、その第三者の行為に起因する損害賠償請求
- ⑥ 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によりその約定がなかった場合の法律上の損害賠償責任より加重された損害賠償責任
- ⑦ 被保険者が対象者に対して業務の結果を保証することにより加重された損害賠償責任
- ⑧ 窃盗、強盗、詐欺、横領または背任行為に起因する損害賠償責任
- ⑨ 対象者が起こした行為に対する、対象者の親族^(注)からの損害賠償請求
(注) 対象者の親族
6親等以内の血族および3親等以内の姻族

●次のいずれかに該当する情報の管理を記名被保険者が行うにあたり、その情報の偶然な漏えいに起因して、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対しては、保険金を支払いません。

- ① 記名被保険者^(注1)が自らの業務遂行の過程においてまたはその目的として所有、使用または管理する情報^(注2)
- ② 記名被保険者から被保険者以外の者に管理を委託した情報^(注3)
(注1) 記名被保険者
記名被保険者が労働者派遣を業として行う事業者である場合は、記名被保険者から他の事業者に派遣された労働者を含みます。
(注2) 所有、使用または管理する情報
所有、使用または管理を行わなくなったものを含みます。
(注3) 管理を委託した情報
管理を委託しなくなったものを含みます。

等

上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款および特約をご確認ください。また、ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

2. 取扱代理店の権限

取扱代理店は、引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

3. 個人情報の取扱い

この保険契約に関する個人情報について、引受保険会社が次の取扱いを行うことに同意のうえお申し込みください。

【個人情報の取扱いについて】

この保険契約に関する個人情報は、引受保険会社がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、引受保険会社およびMS & ADインシュアランスグループのそれぞれの会社（海外にあるものを含む）が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等引受保険会社の商品・サービスのご案内のために利用することがあります。

- ① 引受保険会社および引受保険会社のグループ会社の商品・サービス等の例
損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
- ② 提携先等の商品・サービスのご案内の例

自動車購入・車検の斡旋等

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含む）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。

また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先（保険代理店を含む）、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等（いずれも海外にあるものを含む）に提供することがあります。

○契約等の情報交換について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人 日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することがあります。

○再保険について

引受保険会社は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知、報告、再保険の請求等のために、再保険引受会社等（海外にあるものを含む）に提供することがあります。

引受保険会社の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ（<http://www.ms-ins.com>）をご覧ください。

ご契約にあたっての注意事項

この資料は施設所有（管理）者賠償責任保険・専門事業者賠償責任保険の概要をご説明したものです。詳細は普通保険約款、特別約款および特約をご覧ください。また、ご不明な点については取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

保険契約者である産業保健専門職の職務上のリスクを考え支援する会が、三井住友海上火災保険株式会社を引受保険会社として締結する包括契約をご案内しております。

保険料は、産業保健専門職の職務上のリスクを考え支援する会が負担しております。

事故が発生した場合の手続

(1) 事故にあわれた場合の引受保険会社へのご連絡等

事故が発生した場合、損害賠償請求がなされた場合、または損害賠償請求がなされるおそれのある状況を知った場合は、あわてず、落ち着いて、次の処置を行ったうえで、取扱代理店または引受保険会社にご連絡ください。

①損害の発生および拡大の防止	②相手の確認	③目撃者の確認
④損害賠償請求を最初に知った時の状況	⑤申し立てられている行為	⑥原因となる事実

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上事故受付センター」

事故は いち早く

0120-258-189 (無料)へ

なお、上記のご連絡をいただいた後に、遅滞なく引受保険会社に書面によりご通知いただく必要があります。

(2) 保険金のご請求時にご提出いただく書類

被保険者または保険金を受け取るべき方（これらの方の代理人を含みます。）が保険金の請求を行う場合は、次表の書類のうち、事故受付後に引受保険会社が求めるものをご提出いただきます。詳細は取扱代理店または引受保険会社にご相談ください。

※1 特約に基づいて保険金の請求を行う場合は、次表の書類のほか、それぞれの特約に定める書類をご提出いただきます。

※2 事故の内容、損害の額、傷害の程度等に応じて、次表の書類以外の書類をご提出いただくようございますので、ご了承ください。

①施設所有（管理）者賠償責任保険

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 事故発生時の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類	
①他人の身体障害の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	診断書、後遺障害診断書、死亡診断書、診療報酬明細書、治療費および治療にかかわる交通費・諸雑費の領収書・明細書、休業損害証明書、源泉徴収票、住民票、戸籍謄本
②他人の財物損壊（財物の使用不能による間接損害を含みます。）の程度、損害の額および損害賠償請求権者を確認する書類	修理見積書・領収書、取得時の領収書、決算書類、事故前後の売上計画・実績、自動車検査証（写）、建物登記簿謄本、戸籍謄本、全部（個人）事項証明書
③①および②のほか、損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類	
④損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類	示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償請求権者からの領収書
⑤共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	権利移転証（兼）念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された損害防止費用・権利保全行使費用・緊急措置費用・協力費用・争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類	
①保険金請求権者を確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書
②引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類	引受保険会社所定の同意書
③他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類	示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知
④保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

②専門事業者賠償責任保険

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(1) 引受保険会社所定の保険金請求書	引受保険会社所定の保険金請求書

保険金のご請求に必要な書類	書類の例
(2) 引受保険会社所定の事故内容報告書、損害の発生を確認する書類およびその他これに類する書類 ^(注) (注) 損害賠償が請求された、または損害賠償の請求がなされるおそれのある状況を最初に知った時の状況・日時・場所、事故の原因、損害または費用発生の有無を確認するための書類をいいます。	引受保険会社所定の事故内容報告書、警察署・消防署の証明書、交通事故証明書、事故原因・損害状況に関する写真・画像データ・修理業者からの報告書、損害明細書、免責事由該当性を確認する書類
(3) 損害賠償の額および損害賠償請求権者を確認する書類 ① 損害の額、被害者および損害賠償請求権者を確認する書類 ② 損害賠償請求権者に対して負担する損害賠償の額および損害賠償金の支払いまたは保険金の支払いに関する損害賠償請求権者の承諾を確認する書類 ③ 共同不法行為の場合に第三者等に対する権利の移転を確認する書類	売買契約書、購入時の領収書、保証書、被害物の写真・画像データ、修理見積書・請求書・領収書・受領書、調査に関する同意書、全部(個人)事項証明書 示談書、判決書、引受保険会社所定の念書および損害賠償金の支払いを証する書類 権利移転証(兼)念書
(4) 被保険者が負担した費用の額を示す書類	支出された争訟費用等の費用が確認できる書類・明細書
(5) その他必要に応じて引受保険会社が求める書類 ① 保険金請求権者を確認する書類 ② 引受保険会社が事故または損害の調査を行うために必要な書類 ③ 他から支払われる損害賠償金・保険金・給付金等の額を確認する書類 ④ 保険金の請求を第三者に委任したことを確認する書類	住民票、戸籍謄本、委任状、印鑑証明書、法人代表者資格証明書、代表者事項証明書 引受保険会社所定の同意書 示談書、判決書、被害者からの領収書、保険会社からの支払通知書、労災支給決定通知 委任を証する書類および委任を受けた方の印鑑証明書または法人代表者資格証明書もしくは代表者事項証明書

■引受保険会社は、保険金請求に必要な書類^(注1)をご提出いただいた日からその日を含めて30日以内に、保険金をお支払いするために必要な事項^(注2)の確認を終えて保険金をお支払いします^(注3)。

(注1) 保険金請求に必要な書類は、上記の表をご覧ください。

(注2) 保険金をお支払いする事由発生の有無、保険金をお支払いしない事由の有無、保険金の算出、保険契約の効力の有無、その他引受保険会社がお支払いすべき保険金の額の確定のために確認が必要な事項をいいます。

(注3) 必要な事項の確認を行うために、警察など公の機関の捜査結果の照会、損害保険鑑定人・医療機関など専門機関の診断・鑑定等の結果の照会、災害救助法が適用された被災地における調査、日本国外における調査等が不可欠な場合には、普通保険約款、特別約款および特約に定める日数までに保険金をお支払いします。この場合、引受保険会社は確認が必要な事項およびその確認を終える時期を被保険者に通知します。

■保険金請求権については時効(3年)がありますのでご注意ください。保険金請求権の発生時期等の詳細は、普通保険約款および特約でご確認ください。

■損害賠償請求権者は、損害賠償金にかかわる被保険者の保険金請求権について保険法に基づく先取特権(他の債権者よりも優先して弁済を受ける権利)を有します。また、原則としてこれらの保険金請求権の譲渡・質権設定・差押えはできません。

<示談交渉は必ず引受保険会社とご相談いただきながらおすすめください。>

この保険では、保険会社が被保険者に代わって損害賠償請求権者との示談交渉を行う「示談交渉のサービス」を行いませんが、万一、被保険者が損害賠償責任を負う事故が発生した場合には、賠償問題が円満に解決できるようご相談に応じさせていただきます。なお、あらかじめ引受保険会社の同意を得ないで損害賠償責任を認めたり、損害賠償金等を支払われた場合には、損害賠償責任がないと認められる額等が保険金から差し引かれることがありますのでご注意ください。

この保険商品に関するお問い合わせは

【取扱代理店】

株式会社TRMジャパン TEL 03-3392-8392

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」 0120-632-277 (無料)

受付時間：平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00 (年末・年始は休業させていただきます。)

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00~19:00になります。

指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビ付(有料)]

受付時間：平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

<取扱代理店> 株式会社TRMジャパン

所在地：〒166-0004 東京都杉並区阿佐谷南3-46-2

TEL: 03-3392-8392 FAX: 03-3391-8888

<引受保険会社> 三井住友海上火災保険株式会社 神戸支店神戸法人営業課

所在地：〒651-0171 神戸市中央区栄町通1-1-18 (三井住友海上神戸ビル8階)

TEL: 078-331-8502 / FAX: 078-331-5027